

使用料の計算方法

歌詞集・楽譜集・ピース等

作品の件数は、歌詞・楽曲（楽譜）を別々に数えて合計した件数です。1曲の歌詞・楽曲（楽譜）の両方を利用する場合には、2件になりますので、ご注意ください。

実費相当額を対価として配布するなど、販売とはいえない場合には、「[販売用出版物等（催物プログラム・物品等）](#)」に該当します。

内国作品

$(\text{税抜定価} \times 10/100 \times \text{発行部数}) \div \text{総件数} = 1 \text{ 件単価} (1 \text{ 円未満切捨て})$

$1 \text{ 件単価} \times \text{JASRAC 管理件数} + \text{消費税相当額} = \text{出版使用料} (1 \text{ 円未満切捨て})$

※1件単価が12円を下回る場合は12円となります。

(計算例)

税抜定価 1,500 円・発行部数 1,000 部・総件数 10 件（うち JASRAC 管理件数（内国作品）10 件）

… $1,500 \text{ 円} \times 10/100 \times 1,000 \text{ 部} \div 10 \text{ 件} = 15,000 \text{ 円} (1 \text{ 件単価})$

$15,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 件} + \text{消費税} (10\%) = 165,000 \text{ 円} (出版使用料)$

外国作品

$(\text{税抜定価} \times \text{使用料率} \times \text{発行部数}) \div \text{総件数} = 1 \text{ 件単価} (1 \text{ 円未満切捨て})$

$1 \text{ 件単価} \times \text{JASRAC 管理件数} + \text{消費税相当額} = \text{出版使用料} (1 \text{ 円未満切捨て})$

※サブパブリッシャーが指定した使用料率が適用されます。

※サブパブリッシャーが指定した最低使用料を1件単価が下回る場合には、最低使用料の額となります。

最低使用料が指定されていない場合で、1件単価が12円を下回るときは12円となります。

(計算例)

税抜定価 1,500 円・発行部数 1,000 部・総件数 10 件（うち JASRAC 管理件数（内国作品）8 件）

… $1,500 \text{ 円} \times 10/100 \times 1,000 \text{ 部} \div 10 \text{ 件} = 15,000 \text{ 円} (1 \text{ 件単価})$

$15,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 件} + \text{消費税} (10\%) = 132,000 \text{ 円} (出版使用料)$

減額措置

・利用申込を事前に行うことを条件に、発行部数から次に定める部数が控除されます（使用料規程取扱細則（第4節出版等）第3条）。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 発行部数控除 出版物の発行部数に応じて、次の①～②に定める部数<ol style="list-style-type: none">① 発行部数が1,000部を超えて5,000部までの場合、1,000部を超える部分について10%の部数② 発行部数が5,000部を超える場合、①に加えて5,000部を超える部分について15%の部数
2 EDI申請控除 利用申込を行う際に、電子的方法（J-RAPP）によって行い、かつ、利用著作物明細に楽曲コードを付与する場合、発行部数の5%の部数 |
|--|

・音楽著作物が掲載されている頁数の総頁数（前付け、後付け及び広告頁を除く）に対する割合が75/100までのときは、使用料が75/100に減額されます（使用料規程第4節出版等（出版等の備考）④）。

※該当する出版物については、録音・ビデオグラム・出版課までご納本をお願いします。

お問い合わせ

[JASRAC 録音・ビデオグラム・出版課](#)